

民間資金活用型 ESCO 事業（シェアード・セイビングス契約）について

ESCO 事業とは既存設備の改修において、民間事業者が設計・施工、運転・維持管理などの包括的なサービスを提供し、その結果得られるエネルギー削減効果等を保証し、光熱水費の削減を図る事業です。

民間資金活用型では、既存設備の改修等に要する初期投資については、ESCO 事業者が金融機関からの借り入れ等をして資金調達を行うため、自治体は一切の金融負担を負わないことになります。この場合、ESCO 事業者が自治体に対して省エネルギー改修によるエネルギーの削減を保証し、自治体は実現する光熱水費の削減分より、初期投資分を含む省エネルギーサービスに対する報酬として ESCO サービス料を ESCO 事業者に支払います。

